

特集 弘前市協働による まちづくり 基本条例

～市民の幸せな暮らしの実現を目指して～

当市における、これからのまちづくりの理念やルールを定める「弘前市協働によるまちづくり基本条例」が4月1日から施行されました。

また、学都として教育も充実し、地域のコミュニティにより活動も相付いているなど、自然との共生を図りながら、地域ならではの文化、生活が営まれてきました。

先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、今後時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、次世代を担う子どもたちへ継承していかねばなりません。

弘前市協働によるまちづくり基本条例の前文

「本市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、緑豊かな自然環境に恵まれています。

また、学都として教育も充実し、地域のコミュニティにより活動も相付いているなど、自然との共生を図りながら、地域ならではの文化、生活が営まれてきました。

先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、今後時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、次世代を担う子どもたちへ継承していかねばなりません。

この住みよいまち、『あずまいい ふるさと』を笑顔を以ていくためには、弘前を愛する心を育み、まちづくりの担い手を育成するとともに、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。

したがって、市民の主体性を尊重するというまちづくりの基本理念や市民、議会及び執行機関の役割、それらによる協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みなどを明らかにし、その仕組みに基づく継続的な取組により、市民の幸せな暮らしを実現するために、本市のまちづくりの基本とする弘前市協働によるまちづくり基本条例を制定します。」

【解説】前文は、この条例の全体像を簡潔かつ的確に表現するよう配慮し、次の4つの項目について記載されています。

- ①まちの歴史、文化等
- ②まちのあるべき姿
- ③市民の主体性や参加、協働の重要性
- ④条例を制定する意義や決意

条例制定の背景

当市では、すでに「市民参加型まちづくり1%システム」をはじめ、「町会」や「NPO」や「ボランティア団体」をはじめとするさまざまな「市民活動団体」などが、「地域の課題を解決したい」「地域を活性化したい」といった志と行動によって、市民自身が地域の課題を解決しようとする取り組みが行われており、まちづくりに対する意識が高まってきています。

また、国と地方公共団体の役割分担や関係性を見直す地方分権が進み、各地方公共団体は、自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが大いに期待されています。

少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化する中で、さまざまな課題に的確に対応するためには、地域全体を一つの経営体としてとらえ、市民の皆さんと一緒に地域の実情や課題を定め、その実現に向けて持ちこたえる資源を生かしながら、取り組んでいく新しい行政運営が求められています。

こうしたことから、市民等、議会および執行機関がお互いに連携協力し、尊重し合いながら、それぞれの役割に応じて継続してまちづくりに取り組んでいくためのしつかりとした理念や、それを具体化した仕組みが必要であると考え、条例の制定に向けて取り組むこととしました。

制定後の取り組み

協働によるまちづくりの第1歩として、市民の皆さんが安心して地域活動やボランティア活動などの公益的な市民活動を行うことができるよう、市民活動中の思わぬ事故をサポートする市民活動保険制度を4月から新たに導入しました。また、本条例の趣旨、内容について、市民の皆さんの十分な理解が得られるよう周知徹底に努めていきます。

どういった内容の条例ですか？

この条例ができて弘前市はどうなりますか？

この条例で「市民等」とはだれを指しているのですか？

協働のまちづくりとは？

本年度はどのような事業を実施するのですか？

弘前のこれからのまちづくりを市民等、議会、執行機関という3者により協働で動かしていくためのそれぞれの役割やルールを定めています。

この条例は、まちづくりの理念、仕組みなどを定めるものであるため、条例の制定により、直ちにこのまちはどうなるというものでありません。あくまで、市民等、議会、執行機関それぞれが、この条例の趣旨や内容を認識してまちづくりに取り組むことです。

市民等、議会および執行機関が互いの責任を分担するものとして大切にしながら、互いの不足している部分を補い、市民の幸せな暮らしを実現するために、それぞれの役割に応じて公共的な活動に取り組むことです。

市民等、議会および執行機関が互いの責任を分担するものとして大切にしながら、互いの不足している部分を補い、市民の幸せな暮らしを実現するために、それぞれの役割に応じて公共的な活動に取り組むことです。

条例周知事業としてガイドブック、逐条解説書、子ども向け解説書を作成、配布します（一部無料配布）。また、条例推進事業として、この条例に定める各主体が一同に会し、企画立案から関わり、協働により平成28年1月にフォーラムを開催する予定です。

条例の特徴

～弘前らしき

学生を主体（担い手）として位置付け

市民力等を推進する仕組み

法務面からの検証を加えた実践的な内容

市内外から通う学生の多さは弘前の特性であるとともに、学生自らが若く、各自さまざまな専門分野で学んでいるなど多様な力を結集できる。そうしたことから、積極的にまちづくりに関わって欲しいという期待を込めて市外から通う学生も含めて主体（担い手）として位置付けられています。

「市民参加型まちづくり1%システム」のように、市民自ら構想・立案し、市の補助金を得て、市民自身が地域の活性化や課題解決などを担う状況になってきています。こういった取り組みを特徴としてとらえ、市民力、学生力、地域力といった各主体が有する特有の力を後押しするため、執行機関が講じる措置を定めています。

条例の制定作業において、法務管理の面からの検証を加え、憲法や地方自治法の趣旨を損ねないよう、適用除外規定（この条例の規定をあてはめないケース）を設けるなどし、実践的な内容としています。

協働、住民自治を推進する仕組み

【基本原則】

- 協働によること。
- 市民等は、一人一人が自分や自分たちに関することを自らの責任において取り組む意識を持ち、公共の福祉の増進に向けて、主体的に取り組むこと。

【危機管理体制の確立】

- 議会および執行機関は、市民の生命、身体および財産を守るため、市民等および関係機関と連携し、災害などに対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとする。
- 市民は、自らの生命、身体および財産を守るため、日ごろから安全確保に努めるとともに、市民相互の連携、協力体制の充実に努めるものとする。

【市民力等の推進】

- 執行機関は、市民力、学生力および地域力を高める取り組みを後押しし、主体的に向上を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- ①市民力および学生力を発揮して取り組むまちづくりを行うものに対し、その円滑な実施のために必要を補助をするように努めること。
- ②地域活動への協力、さまざまな情報提供等を行う職員を各地へ配置するなど、地域との情報の共有化を図ること。

【具体的な取り組み】

- 市民参加型まちづくり1%システム支援事業
この事業は、個人市民税の1%相当額を財源に、市民自らが企画立案し実施するまちづくりに係る経費の一部を支援する、公募型の補助金制度です。
- ※昨年度の支援事業は57事業。
- 町会やNPOをはじめとする市民活動団体などが、自らの地域を考え、実践することにより、地域課題の解決や地域の活性化につながる活動に財政支援し、「市民力」による魅力あふれるまちづくりの推進を図るものです。

エリア担当制度

代表的な地域活動の主体である町会活動に、地域を担当する職員（エリア担当職員）を配置し、地域課題の解決に向けて助言や協力、情報提供を行うなど、地域と行政とのパイプ役となって支援しています。

条例の制定に至るまでの経過・取り組み

弘前市協働によるまちづくり基本条例は、平成24年6月の市民検討委員会の設置から検討が始まり、同市民検討委員会での審議を中心に、市内プロジェクトチームでの会議、議会への報告や議会・市民・庁内からの意見聴取手続き、そして、議会の審議を経て制定されました。

■平成24年6月18日

学識経験者や各種団体の代表者、公募市民など12人による検討委員会の設置。6大項目やその関係等について、検討しました。

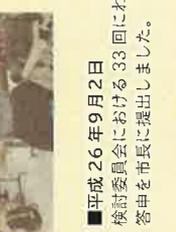


■平成25年7月24日

検討委員会では、第23回会議までに関する事項（審議）中間報告書としてまとめ、市長へ提出しました。

■平成25年10月～12月

幅広い市民の声を条例の案作りに反映させるため、「中間報告書」を市長へ提出し、学生やコミュニティ、事業者など各主体から中間報告書に対する意見聴取を行いました。



■平成26年9月2日

検討委員会における33回にわたる議論を経て、最終的な答申を市長へ提出しました。

「みんなが主役、みんなのチカラでまちづくり」

まちづくりを進めていく上で、「協働」「住民自治」「情報共有」「参加・環境づくり」の4つを基本原則として定めています。

まちづくりを担う主体は、個人を指す「市民」「学生」「子ども」、組織や団体、合議制の機関を指す「コミュニティ（町会やNPOなど）」「事業者」「議会」「執行機関」の7つとし、これら各主体のまちづくりに関する役割について定めています。

- 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、市民力の向上に努め、地域において安全安心に暮らしているように自らその環境づくりに取り組むよう努めること。
- 学生は、特性を生かした新鮮味のある提案、実践をするなど、学生力を発揮するよう努めること。
- 子どもは、まちづくりに参加する権利、およびまわりの愛着心、主体的に考える力を育む機会を与えられる権利を有するものとする。

市民等の役割

議会の役割

- 議会は、審議・議決機関としての機能を果たすとともに、法令等に基き行うことができない行為を有効に活用すること。また、市民等に対して、議会の活動内容に関する情報を積極的に提供し、説明責任を果たすこと。
- 議員は、まち全体の発展を考え、そのための活動を行うこと。また、政策の提案および議案の提出を行うことや、議案への賛否を明らかにし、その理由を説明すること。
- 議会事務局長の職員は、議会の役割が全うされるよう全力を挙げて職務を遂行する役割を担うものとする。

執行機関の役割

- 市民の生命、身体および財産を守るとともに、福祉の向上を図ること。
- 法令、条例等を遵守し、およびこの条例の基本理念等を十分に認識し、忠実に職務を遂行すること。また、市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行する役割を担うものとする。
- 執行機関の職員は、まちづくりにおいて、執行機関の方針、この条例の基本理念等を十分に認識し、忠実に職務を遂行すること。また、市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行する役割を担うものとする。
- 市民等によってまちづくりや環境づくりに関する情報を積極的に提供し、説明責任を果たすこと。
- 議員は、まち全体の発展を考え、そのための活動を行うこと。また、政策の提案および議案の提出を行うことや、議案への賛否を明らかにし、その理由を説明すること。
- 議会事務局長の職員は、議会の役割が全うされるよう全力を挙げて職務を遂行する役割を担うものとする。

情報共有の仕組み

【基本原則】

- 議会および執行機関は、市民等の知る権利を補償するとともに、市民参加を促進するため、積極的に情報公開および情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報を共有できるように努めなければならないこと。
- 【説明責任】
議会および執行機関は、行政運営の透明性の向上を図るため、各種計画、財政、条例等の内容および決定に至る過程について、市民に理解されるよう分かりやすく説明しなければならないものとする。
- 【情報公開】
議会および執行機関は、説明責任を全うするとともに、他の主体との信頼関係を深めるため、別に定めるところにより、その保有する情報の一層の公開を図るものとする。
- 【情報提供】
議会および執行機関は、情報提供をするに当たり、新しい媒体の活用を検討する姿勢を継続するとともに、分かりやすく、かつ、効果的な方法および内容で行わなければならないものとする。
- 【情報共有】
議会および執行機関は、市民等と情報共有を図るため、市以外の者から収集した公益的な情報を広く市民等に提供するものとする。

参加・環境づくりの仕組み

【基本原則】

- 市民等は、それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努めること。
- 議会および執行機関は、まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加しやすい環境づくりに努めること。
- 執行機関は、必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うこと。

【市の総合計画策定、事業評価等への市民参加】

執行機関は、総合計画の策定、政策や施策等の評価に当たっては、市民参加を求めるとし、市民参加を促進するものとする。

【意見聴取手続】

執行機関は、重要な施策を決定するに当たっては、その過程において広く市民の意見を聴取し、その結果を公表します。
【市の附属機関への参加】
執行機関は、附属機関の委員を選定するに当たっては、市民参加と公平性に配慮しながら、広く適任者を選任するものとする。

■平成26年10月～12月

検討委員会の答申を踏まえ、条例草案の一部を修正した条例案（改訂版）に対する意見聴取を実施。
●議員全員協議会での意見聴取（6件）/パブリックコメントの実施（12件）/庁内意見照会（5件）

■平成27年3月19日

市議会が条例案を可決。

■平成27年4月1日

弘前市協働によるまちづくり基本条例が施行。